

平成26年度 第1回寄居町地域公共交通活性化協議会

<会議資料>

資 料	寄居町地域公共交通活性化協議会委員名簿	1
報告事項	デマンド型乗合タクシーの運行状況等について	2
議案第 1号	平成25年度寄居町地域公共交通活性化協議会事業報告について	4
議案第 2号	平成25年度寄居町地域公共交通活性化協議会歳入歳出決算について	5
議案第 3号	平成26年度寄居町地域公共交通活性化協議会事業計画について	7
議案第 4号	平成26年度寄居町地域公共交通活性化協議会歳入歳出予算について	8
議案第 5号	地域内フィーダー系統確保維持計画の認定申請について	9

【資料】

寄居町地域公共交通活性化協議会委員名簿

(敬称略・順不同)

	委員区分	氏 名	団体名等
1号委員	一般乗用旅客自動車 運送事業者	本間 政道	有限会社本間タクシー代表取締役
	一般乗用旅客自動車 運送事業者	舟越 章子	寄居タクシー有限会社代表取締役
	一般乗用旅客自動車 運送事業者	嶋田 実	秩鉄タクシー株式会社代表取締役
	一般乗用旅客自動車 運送事業者	松本 岳士	株式会社桜交通代表取締役
	一般乗用旅客自動車 運送事業者	福島 博幸	大信観光花園有限会社取締役
	一般貸切旅客自動車 運送事業者	齋藤 勝	武蔵観光株式会社常務取締役
2号委員	一般乗用旅客自動車運送 事業者が組織する団体の 代表者	高原 昭	埼玉県乗用自動車協会専務理事
3号委員	町民代表	落合 洋二	寄居町連合区長会副会長
	町民代表	池田 和男	寄居町民生委員・児童委員協議会長
	町民代表	鳥塚 幹夫	寄居町身体障害者福社会長
4号委員	国土交通省関東運輸局 埼玉運輸支局	荷見 雄二	埼玉運輸支局 総務企画担当 首席運輸企画専門官
5号委員	寄居町副町長	白川 充	寄居町副町長
6号委員	熊谷県土整備事務所	金子 哲夫	熊谷県土整備事務所管理担当課長
	寄居警察署	藤倉 英行	寄居警察署交通課長
	学識経験者	久保田 尚	埼玉大学大学院理工学研究科教授
	一般乗用旅客自動車 運送事業者の運転手代表	後藤 治彦	有限会社本間タクシー乗務員（運転手）
	埼玉県企画財政部	山田 貴志	埼玉県企画財政部交通政策課主幹
	東秩父村総務課	高野 守生	東秩父村総務課長
	寄居町総務課	関根 薫	寄居町総務課長
	寄居町商業観光振興課	黒瀬 和俊	寄居町商業観光振興課長

【報告事項】

寄居町デマンド型乗合タクシーの運行状況等について

1 登録状況

平成26年3月末時点での登録者数は2,360人である。男女比は概ね2：1と女性が圧倒的に多く、年齢別では70歳代の登録が最も多く、60歳代以上では全体の約3/4を占めている。

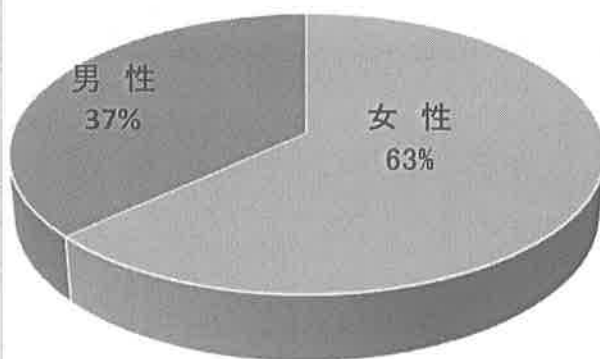
3月末時点登録者数： 2,360 人

■年齢別男女別登録者数

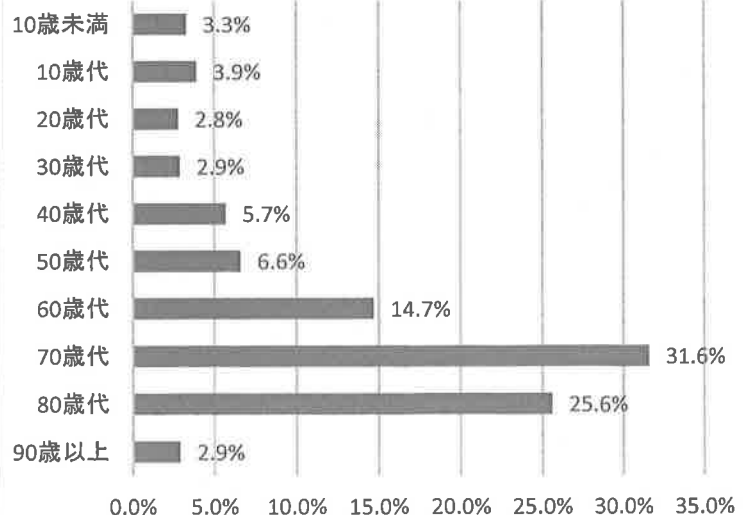
年齢	女性	男性	全体	構成比
10歳未満	41	38	79	3.3
10歳代	54	38	92	3.9
20歳代	36	30	66	2.8
30歳代	34	34	68	2.9
40歳代	70	65	135	5.7
50歳代	94	62	156	6.6
60歳代	211	137	348	14.7
70歳代	504	238	742	31.6
80歳代	399	206	605	25.6
90歳以上	48	21	69	2.9
合計	1,491	869	2,360	100.0

※ 人数は累計

■男女比



■年齢構成比



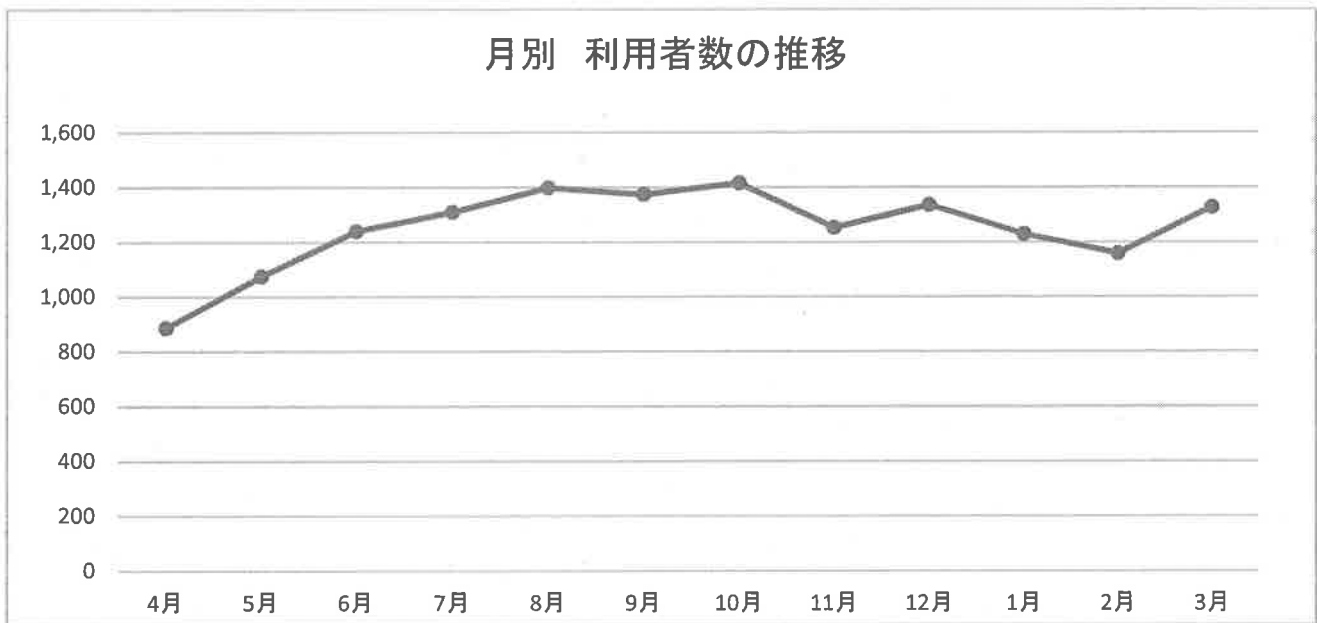
2 利用状況

■ 利用人数

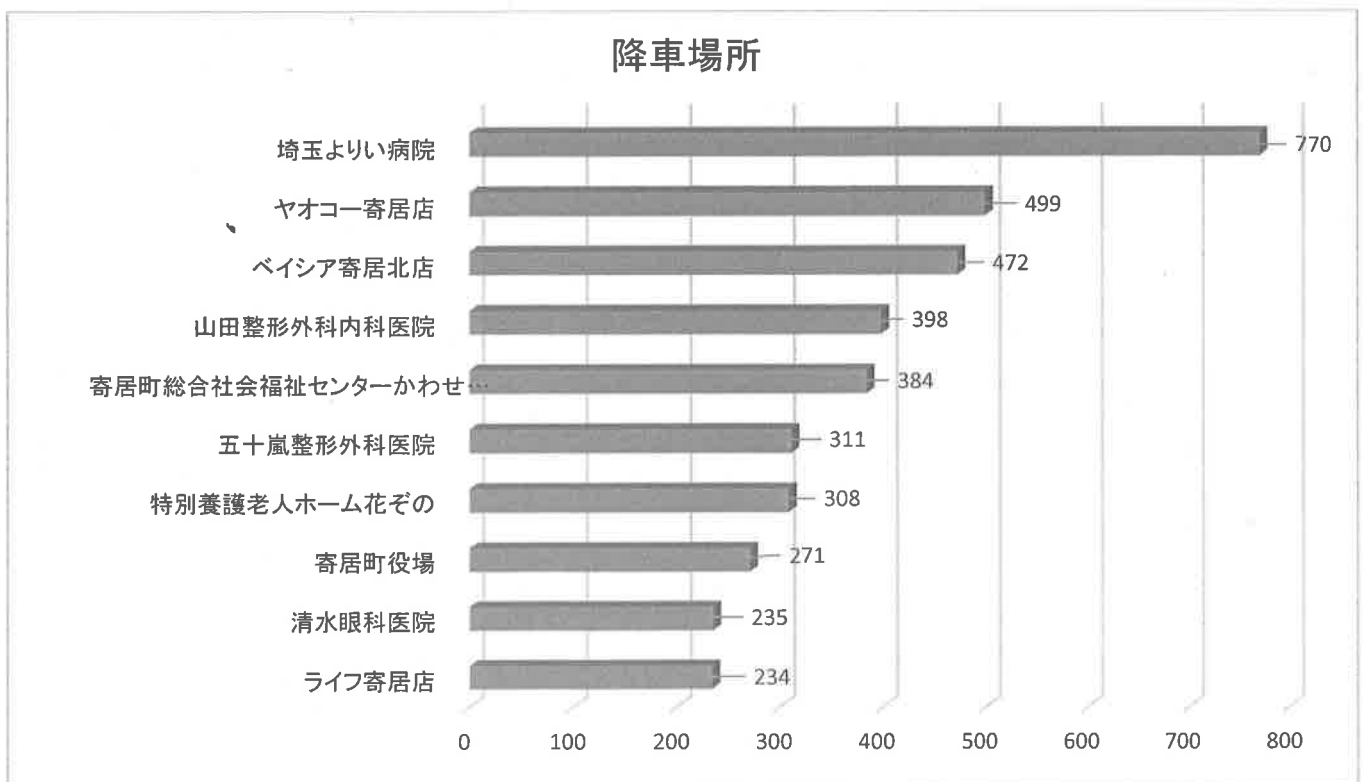
単位:人・%

利用年月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用人数	887	1,075	1,240	1,310	1,399	1,374	1,415	1,253	1,336	1,229	1,159	1,327	15,004
1日当たり	30	35	41	42	45	46	46	42	48	44	41	43	503
乗合率	18.3	24.7	26.5	24.0	25.5	25.4	25.3	25.8	31.1	37.0	51.2	49.1	30.5

※乗合率(利用者ベース) = 乗合時の利用者数 ÷ 総利用者数



■ 利用施設状況 (4月～3月末までの累計予約件数、上位10施設)



【議案第1号】

平成25年度 寄居町地域公共交通活性化協議会事業報告

年・月・日	項目	議事・事業内容等
H25. 6. 25	第1回協議会	(1)平成24年度寄居町地域公共交通活性化協議会事業報告について (2)平成24年度寄居町地域公共交通活性化協議会歳入歳出決算について (3)平成25年度寄居町地域公共交通活性化協議会事業計画について (4)平成25年度寄居町地域公共交通活性化協議会歳入歳出予算について (5)地域内フィーダー系統確保維持計画の認定申請について (6)交通不便地域指定の申請について
H25. 6. 27	連携計画	生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の認定申請 交通不便地域指定申請書の提出
H25. 9. 30	補助金申請	生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の認定と補助額の内示
H25. 11. 27	補助金申請	平成25年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の交付申請
H25. 12. 19	第2回協議会	(1)平成26年度寄居町デマンド型乗合タクシーの運行計画について
H26. 2. 26	補助金申請	平成25年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の交付決定

【議案第2号】

平成25年度 寄居町地域公共交通活性化協議会 歳入歳出決算書

1 歳入

単位：円

款	項	目	予算現額			収入済額	比較	説明
			当初予算額	補正予算額	計			
1 負担金	1 負担金	1 負担金	186,000	0	186,000	186,000	0	寄居町負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	1,000	0	1,000	0	△ 1,000	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	72,654	0	72,654	72,654	0	前年度繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	346	0	346	377	31	預金利息
合 計			260,000	0	260,000	259,031	△ 969	

2 歳出

単位：円

款	項	目	予算現額			支出済額	不用額	説明
			当初予算額	補正予算額	計			
1 運営費			257,000	0	257,000	108,642	148,358	
	1 会議費	1 会議費	250,000	0	250,000	108,642	141,358	報償費 食糧費
	2 事務費	1 事務費	7,000	0	7,000	0	7,000	消耗品等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	1,000	0	1,000	0	1,000	
3 諸支出金	1 諸支出金	1 諸支出金	1,000	0	1,000	0	1,000	
4 予備費	1 予備費	1 予備費	1,000	0	1,000	0	1,000	
合 計			260,000	0	260,000	108,642	151,358	

収入済額 259,031 円

支出済額 108,642 円

差引残額 150,389 円（翌年度へ繰越）

監 査 報 告 書

平成25年度寄居町地域公共交通活性化協議会歳入歳出決算について、平成26年6月 24 日
に関係帳簿等の監査を実施したところ、適正に執行されていることを認めます。

寄居町地域公共交通活性化協議会

監 事 池田 和男



監 事 伊藤 隆夫



【議案第4号】

平成26年度 寄居町地域公共交通活性化協議会 歳入歳出予算書

1 歳入

単位：円

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
1 負担金	1 負担金	1 負担金	240,000	186,000	54,000	寄居町負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	1,000	1,000	0	科目存置
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	150,389	72,654	77,735	前年度繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	611	346	265	預金利子
合 計			392,000	260,000	132,000	

2 歳出

単位：円

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
1 運営費			389,000	257,000	132,000	
	1 会議費	1 会議費	250,000	250,000	0	報償費 食糧費
	2 事務費	1 事務費	139,000	7,000	132,000	消耕品等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	1,000	1,000	0	科目存置
3 諸支出金	1 諸支出金	1 諸支出金	1,000	1,000	0	科目存置
4 予備費	1 予備費	1 予備費	1,000	1,000	0	科目存置
合 計			392,000	260,000	132,000	

【議案第5号】

様式第1-6（日本工業規格A列4番）

寄地公発第 号
平成26年6月30日

国土交通大臣 殿

住 所 埼玉県大里郡寄居町大字寄居 1180-1
氏名又は名称 寄居町地域公共交通活性化協議会
会長 白 川 充 印

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。
※協議会が申請する場合は、住所、代表者氏名及び印は省略することができる。

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性	
(1) 地域内フィーダー系統確保維持計画の名称	「寄居町地域内フィーダー系統確保維持計画」
(2) 目的・必要性	<p>本町は、埼玉県北西部の都心から 70km 圏に位置し、面積は 64.17 平方 km であり、自然環境が豊かで県立長瀨玉淀自然公園に指定されている。また、昭和 55 年に開設された関越自動車道花園インターチェンジを玄関口に、国道 140 号と 254 号、JR 八高線・東武東上線・秩父鉄道線が結節する交通の要衝地である。バス交通は、県北都市間路線代替バスが 2 路線運行されているほか、東秩父村営バスが本町に乗り入れている。</p> <p>しかしながら、本町は、面積が広大で町域の約 25% が山林であることから、鉄道やバス路線だけではカバーできない、いわゆる交通不便地域が点在している。また、平成 22 年の国勢調査結果では、本町の高齢化率は約 24% で既に超高齢社会に突入しており、こうした交通不便地域の解消や超高齢社会における交通手段の確保については喫緊の課題となっている。</p> <p>さらに、鉄道や路線バスの運行本数が少ないなど、サービス水準が低く利用しづらい状況となっているため、地域の特性・実情に応じた最適な交通手段を将来にわたり確保・維持するため「地域公共交通確保維持改善事業」に取り組むものである。</p> <p>具体的には、高齢者等の日中における自立的移動を支援するため、町内を面的にカバーする新たな移動手段であるデマンド交通の提供により交通不便地域の解消を図るものである。</p>

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果				
【目標】				
指標	現状	目標値		
		H27年度 26.10～27.9	H28年度 27.10～28.9	H29年度 28.10～29.9
デマンド型乗合 タクシー利用者数	44人/日	46人/日	48人/日	50人/日
デマンド型乗合 タクシー収支率※	22%	26%	27%	28%

※収益は運賃。経費は運行委託料、予約受付委託料等。

【効果】

- ◆ 町域に広く分布する交通不便地域の解消
- ◆ 公共交通サービスの満足度の向上
- ◆ 効果的・効率的な運行による持続性のある生活交通の確保
- ◆ 高齢者等の外出範囲・機会の増加と健康の維持増進
- ◆ 施設利用（公共施設や商業施設等）の増加による都市活力の向上

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

【概要】

運行概要	・デマンド型の乗合タクシーを町内全域で運行する。 ・事前の予約に応じてドア・ツー・ドア方式により運行する。	
運行内容	開始時期	平成 26 年 4 月 1 日
	運行系統	地域内フィーダー系統
	運行事業者	町内タクシー事業者 3 社（一般乗合旅客自動車運送事業の許可を得たもの）
	運行車両	セダン型の車両 3 台
	運行日	年末年始（12/29 日～1 月 3 日）を除き毎日運行
	運行時間	午前 8 時から午後 5 時まで
	運賃	一律 300 円 ただし、未就学児の利用は、保護者 1 人の同乗につき 1 人まで無料

【運行予定者】

別添の表 1 のとおり。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

別添の表 2 のとおり。

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

運行予定者（別添の表 1 のとおり）。

6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法

補助対象事業者が協議会ではないので記載せず。

7. 別表4の補助事業の基準ニに基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

8. 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

別添の表5のとおり。

10. 車両の取得に係る目的・必要性

車両を取得しないので記載せず。

11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

車両を取得しないので記載せず。

12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

車両を取得しないので記載せず。

13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持改善事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

車両を取得しないので記載せず。

14. 協議会の開催状況と主な議論

開催年月日	議 案 等
平成 25 年 6 月 25 日 (平成 25 年度第 1 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度寄居町地域公共交通活性化協議会事業報告について ・平成 24 年度寄居町地域公共交通活性化協議会歳入歳出決算について ・平成 25 年度寄居町地域公共交通活性化協議会事業計画について ・平成 25 年度寄居町地域公共交通活性化協議会歳入歳出予算について ・地域内フィーダー系統確保維持計画の認定申請について ・交通不便地域指定の申請について
平成 25 年 12 月 19 日 (平成 25 年度第 2 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度寄居町デマンド型乗合タクシーの運行計画について

※上記議案等については、開催日同日すべて可決。

15. 利用者等の意見の反映状況

平成 24 年度 公共交通に関するアンケート
 デマンド交通実証調査利用者アンケート
 平成 25 年度 パブリックコメント

16. 協議会メンバーの構成	
構成員	構成員名称
一般乗用旅客自動車運送事業者	(有)本間タクシー、寄居タクシー(有)、秩鉄タクシー(株)、(株)桜交通、大信観光花園(有)
一般貸切旅客自動車運送事業者	武蔵観光(株)
一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体	埼玉県乗用自動車協会
町民代表	寄居町連合区長会、寄居町民生・児童委員協議会、寄居町身体障害者福祉会
地方運輸局	関東運輸局埼玉運輸支局
道路管理者	熊谷県土整備事務所
都道府県警察	寄居警察署
学識経験者	埼玉大学大学院理工学研究科教授
一般乗用旅客自動車運送事業者の運転手代表	(有)本間タクシー運転手
関係都道府県	埼玉県企画財政部交通企画課
関係市区町村	東秩父村
寄居町	副町長、総務課、商業観光振興課

17. 地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統確保維持事業の特例を受ける場合は、対象とする系統について、利用促進に向けた継続的かつ計画的な取組みの内容並びに当該取組の実施主体及び推進体制並びに当該系統の輸送量の増加目標

地域協働推進事業計画の認定を受けていないため記載せず。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者 (平成27年度)

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	地域間幹 線/地域 内ファイ ダーの別	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	幹 線 特 例 措 置	地域内ファイダーシステムの基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
						乗合バス 型/デマ ンド型の別	基準口で該 当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統 等と接続確保策
埼玉県 (寄居町)	-	(1) 寄居町デマ ンド型 乗合タクシー	地域内 ファイダー	1,421.0		デマ ンド型	②(2)	③
	-	(2) 寄居町デマ ンド型 乗合タクシー	地域内 ファイダー	1,095.0		デマ ンド型	②(2)	③
	-	(3) 寄居町デマ ンド型 乗合タクシー	地域内 ファイダー	633.5		デマ ンド型	②(2)	③
		(4)						
		(5)						
		(6)						
		(7)						
合 計				3,149				

(注)

1. 「地域内ファイダーシステムの基準適合」は地域内ファイダーシステムを記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定システムを示した地図を添付すること。
4. 「幹線特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人～150人の系統については「2」を記載する。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者 (平成28年度)

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	地域間幹 線/地域 内フィー ダーの別	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	幹 線 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			
						乗合バス 型/デマ ンド型の別	基準口で該 当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統 等と接続確保策	基準二で該 当する要件
埼玉県 (寄居町)	-	(1) 寄居町デマ ンド型 乗合タクシー	地域内 フィーダー	1,371.0		デマ ンド型	②(2)	・地域間幹線系統の 鉄道駅、バス停留所 と接続 ・乗継に適したデマ ンド運行の実施	③
	-	(2) 寄居町デマ ンド型 乗合タクシー	地域内 フィーダー	1,070.0		デマ ンド型	②(2)	・地域間幹線系統の 鉄道駅、バス停留所 と接続 ・乗継に適したデマ ンド運行の実施	③
	-	(3) 寄居町デマ ンド型 乗合タクシー	地域内 フィーダー	633.5		デマ ンド型	②(2)	・地域間幹線系統の 鉄道駅、バス停留所 と接続 ・乗継に適したデマ ンド運行の実施	③
			(4)						
			(5)						
			(6)						
			(7)						
合 計				3,074					

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
4. 「幹線特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人～150人の系統については「2」を記載する。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者 (平成29年度)

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	地域間幹 線/地域 内ファイ ダーの別	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	幹 線 特 例 措 置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			
						乗合バス 型/デマ ンド型の別	基準口で該 基準に適合 する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統 等と接続確保策	基準二で該 基準に適合 する要件
埼玉県 (寄居町)	-	(1) 寄居町デマンド型 乗合タクシー	地域内 ファイダー	1,320.5		デマンド型	②(2)	・地域間幹線系統の 鉄道駅、バス停留所 と接続 ・乗継に適したデマ ンド運行の実施	③
	-	(2) 寄居町デマンド型 乗合タクシー	地域内 ファイダー	1,036.0		デマンド型	②(2)	・地域間幹線系統の 鉄道駅、バス停留所 と接続 ・乗継に適したデマ ンド運行の実施	③
	-	(3) 寄居町デマンド型 乗合タクシー	地域内 ファイダー	616.5		デマンド型	②(2)	・地域間幹線系統の 鉄道駅、バス停留所 と接続 ・乗継に適したデマ ンド運行の実施	③
			(4)						
			(5)						
			(6)						
			(7)						
合 計				2,973					

(注)

1. 「地域内ファイダー系統の基準適合」は地域内ファイダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
4. 「幹線特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人～150人の系統については「2」を記載する。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	寄居町
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	35774
交通不便地域	8526

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
8526	寄居町全域	地方運輸局長指定

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

町内公共交通ルート図と交通不便地域の位置

